

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋1階西側通路上部雨水排水配管の接続部より雨水の浸入が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置再生メッシュフィルタ（A）差圧計高圧側元弁のハンドルに外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	
3	1号機	循環水系逆洗弁ピット北側の地面に陥没（約10cm×約30cm）が認められたため、対応検討	D	
4	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）用燃料ディタンク室の上部空調ダクト接続部より雨水の浸入が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
5	1号機	原子炉建屋（1箇所）、タービン建屋（2箇所）及び廃棄物処理建屋（3箇所）において、雨水の浸入が認められたため、当該箇所を点検・修理	C	
6	2号機	タービン建屋換気空調系空冷チラーポンプ回りの凍結防止ヒータ漏電警報の発生が認められたため、当該ヒータを点検・修理	D	
7	2号機	主発電機密封油装置油ストレーナに切替目安の差圧値超えが認められたため、当該ストレーナを清掃	D	
8	3号機	タービン建屋2階換気空調系排気フィルタ室内の雨水排水管のピンホールより雨水が滴下し、換気空調系所内低電圧動力電源盤が濡れていることが認められたため、当該電源盤を停止し、配水管及び電源盤を点検・修理	C	
9	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）用過給機の給気接続管下部に亀裂（約3cm）が認められ、エアリークしていたことから、当該部を点検・修理	C	
10	4号機	タービン建屋電気品室局所空調機の冷却用海水ベント弁の点検において、弁ボンネットネジ部に固着が認められたため、当該弁を交換	D	
11	4号機	タービン建屋電気品室局所空調機の冷却用海水出口弁（2台）の点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換	D	
12	4号機	タービン建屋所内低電圧動力電源盤室局所空調機の冷却用海水ベント弁（2台）の点検において 弁体に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
13	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）機関の点検において、同機関付動弁注油ポンプの取付フランジ面に潤滑油の漏えい痕が認められたため、対応検討	D	
14	4号機	復水器細管洗浄装置（A）ボール補集器の点検において、整流板のライニングに剥離が認められたため、当該ライニングを補修	D	
15	5号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器用冷凍機の圧縮機入口圧カスイッチ（2台）の点検において、接断差精度に管理値外れが認められたため、当該計器を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	高圧注水系主蒸気配管のドレントラップバイパス弁の交換作業において、配管を切断した際、切り口より配管内の残留水が堰内に流出〔約90リットル、汚染有り（5.14Bq/cm ³ ）〕したため、流出水を排水処理し対応検討	C	
17	5号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（3台）の点検において、内面ゴムライニングに漬れが認められたため、当該部を修理	D	
18	5号機	主復水器（C）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（4本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
19	5号機	タービン建屋地階高圧復水ポンプ（C）南側壁面上部のケーブルトレイより雨水の浸入が認められたため、当該トレイ上のケーブル貫通箇所を点検・修理	D	
20	5号機	サプレッションプール水サージタンク移送ポンプ室の電線管接続箱下部の腐食部より雨水の浸入が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
21	5号機	原子炉建屋及びタービン建屋弁グランド部漏洩処理系復水器排気フィルタ用ヒータの点検において、絶縁抵抗に管理値外れが認められたため、当該ヒータを修理	D	
22	5号機	廃棄物地下貯蔵設備使用済樹脂貯蔵タンク室の壁面配管貫通部より地下水が浸入し、漏洩検出器へ漏水を導いている配管のフランジより水のリーク（鉛筆芯程度）が認められたため、当該フランジを点検・修理	D	
23	5号機	タービン建屋2階換気空調系北側給気ファン室の北東壁面より雨水の浸入が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
24	集中環境施設	高圧圧縮機設備起動時の点検において、回転灯の動作不良が認められたため、当該回転灯を点検・修理	D	
25	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンク連絡ダクトサンプピットの上部ハッチのシール不良のため、雨水の浸入が認められたため、当該ハッチを点検・修理	D	
26	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンク連絡ダクトサンプピットにレベル高の警報が発生したため、当該ピットの水を処理	対象外	
27	集中環境施設	サイトバンカ建屋地階北東階段室の入口扉上部壁面より雨水の浸入が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
28	集中環境施設	高温焼却建屋1階プロセス空気フィルタ外気取入口据付部より雨水の浸入が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
29	集中環境施設	サイトバンカ保管の使用済チャンネルボックス減容作業において、作業実施報告書に記載する減容チャンネルボックスを収納する減容片箱番号を誤記載していたため、当該データを管理するシステムにも誤入力していたことが認められたため、当該報告書及び、管理システムデータを修正	D	
30	その他	当所において放射性廃棄物管理、化学管理、環境モニタリング管理等に用いている放射性核種分析装置について、装置の製造メーカより、解析用プログラムの一部に不具合が確認されたとの連絡を受けたため、対応検討	B	10月13日公表済
31	その他	キャスク保管庫の床ドレンサンプルタンク出口配管のピンホール部に水のにじみが認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
32	その他	キャスク保管庫の床ドレンサンプルタンクのレベル計に動作不良（スティック）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで